

体罰，ハラスメント，いじめ 障害などを理由とする差別 相談窓口

体罰：なぐる，蹴る等の身体に対する侵害や正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって続けさせるなどして，肉体的苦痛を受けること。
セクハラ：性的な言動によって不快感を受けること。
いじめ：一定の人間関係のある者から，心理的，物理的な攻撃を受けたことにより，精神的な苦痛を感じる事。
障害などを理由とする差別：障害があることなどを理由に不当な扱いを受けたり，生活する上で当然必要な配慮をしてもらえなかったりすること。

安心して通える学校であり続けるために
次の先生に，いつでも相談してください。

《相談員》

教頭 小原 百合子 事務長 濱原 多孝
教諭 伊藤 和彦

電話 ０８２４（５３）２００８

もしも，学校の先生に相談しにくい時は
次の機関も相談を受け付けています。

三次市教育委員会 学校教育課
広島県教育委員会 事務局

電話 （０８２４）６２－６１８７
電話① （０８２）５１３－４９１７
電話② （０８２）５１３－４９１８
電話③ （０８２）５１３－４９１９